

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
交付要綱

制定 令和8年3月30日 こ地字第4046号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、預けやすい環境を整備することを目的としてイベント会場等において短時間預かりを実施する事業者への必要経費を補助するため、イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) イベント

主に民間事業者等が主催し、不特定多数の来場者を対象として、一定の日時・場所において開催される、娯楽・商業・文化・地域振興等を目的とした集客型の催しを指す。

(2) 短時間預かり

食事の提供及び介助や午睡などを行わない、4時間未満の預かりのことをいう。

(3) 預かり児童

短時間預かりを利用する児童のことをいう。

(4) 預かり従事者

短時間預かりに従事する職員のうち、一定の資格要件を満たした者をいう。本事業の実施にあたっては、一定の預かり従事者を配置することを要する。

（補助対象事業）

第3条 補助金を交付する対象事業は、横浜市内において実施する事業とし、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 令和8年4月24日以降に市内において開催するイベント等で、その開催時間中に短時間預かりを実施すること。

(2) 短時間預かりの実施場所は、開催されるイベント等と同一または徒歩10分以内であること。

(3) 開催するイベント等について、横浜市短時間預かり事業安全基準を満たしていること。

(4) その他市長が必要と認める条件

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象外とする。

(1) 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。

(3) 地域住民・法人構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。

- (4) 本市から本補助金と同様の目的の補助・助成及び委託（指定管理を含む）を受けている又は受ける見込みのあるもの。
- (5) 施設、備品等の整備、購入のみを目的とするもの。
- (6) 公序良俗に反するもの。

（補助金額および補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は補助対象事業の運営・継続のために要する経費とし、補助金額およびその内容は別表1に定めるとおりとする。

2 補助の対象外となる経費は、別表2に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 実施計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 安全基準確認書（第4号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 補助金規則第5条第3項の規定により申請書への記載を省略することができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略することができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

（審査及び交付の決定）

第6条 市長は申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めた場合、補助金規則第8条の規定による補助金の交付決定を、交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

また、審査の結果、不適当と認めた場合は、補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定を、不交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定内容の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を中止したとき。
- (3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第3条 に該当しなくなったとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(実施計画の変更・中止)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定通知を受けた後に、実施計画の申請事項の変更または補助対象事業を中止しようとする場合は、速やかに、変更・中止届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

市長は補助事業者から届出書を受理したときは、その内容を審査し、変更または中止することが適当と認めた場合、変更・中止承認通知書（第8号様式）により承認する。

(申請の取下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が補助金交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日目の日とする。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、実績報告書（第9号様式）を用いなければならない。

2 前項の実績報告には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 実施報告書（第10号様式）

(2) 収支決算書（第11号様式）

(3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し（イベント等開催1回の金額が100,000円未満のものに係る領収書等は省略することができる。）

3 第1項に定める実績報告書は、市長が定める期日までに提出しなければならない。

4 補助金規則第14条第4項の規定により実績報告書への添付を省略することができる書類は、同規則第14条第1項第3号及び同条第3項第3号の書類とする。

5 必要に応じて市長からの要請により、補助事業者は、同条第1項および第2項の規定による実績報告とは別に、市が交付決定した補助額の水準の妥当性等を確認するために必要な書類および当該補助事業の効果検証を行うために必要と認めるデータその他市長が指定する資料を、市長に提供しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、交付確定通知書（第12号様式）により行うものとする。

(交付の請求)

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、補助金交付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額報告書（第 14 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（関係書類の保存期間）

第 14 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、補助金の交付を受けた翌年度から起算して 5 年間とする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条 補助金額および補助対象経費）

1 基本助成

基本助成とする補助金額は、イベント等 1 回の開催にあたり 25 万 3 千円を上限として、予算の範囲内で市長が決定する。なお、補助対象経費は以下の表の通りとする。

◎ 基本助成の補助対象経費一覧

対象経費	内容
(1) 人件費	預かり従事者および補助従事者に係る給与等
(2) 報償費	預かり従事者および補助従事者への謝礼に係る費用
(3) 交通費	公共交通機関・タクシー運賃代
(4) 消耗品費	短時間預かり実施に必要な物品等の購入に係る費用
(5) 使用料	会場や器材等使用料に係る費用
(6) 保険料	ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用
(7) 委託費	短時間預かりに係る託児事業者への委託に係る費用
(8) その他横浜市長が特に必要と認める経費	

2 預かり児童の定員拡充加算

預かり児童の定員を 16 名以上に定め、本市が定める横浜市イベント開催時の短時間預かり安全基準を満たす場合に預かり児童の定員拡充加算として、イベント等 1 回の開催にあたり 9 万 1 千円を上限として補助し、その補助金額は予算の範囲内で市長が決定する。なお、補助対象経費は以下の表の通りとする。

◎ 預かり児童の定員拡充加算の補助対象経費一覧

対象経費	内容
(1) 人件費	預かり従事者および補助従事者に係る給与等
(2) 報償費	預かり従事者および補助従事者への謝礼に係る費用
(3) 交通費	公共交通機関・タクシー運賃代
(4) 保険料	ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用
(5) 委託費	短時間預かりに係る託児事業者への委託に係る費用
(6) その他横浜市長が特に必要と認める経費	

3 こどもが楽しめるプログラム実施加算

預かりニーズをさらに充足させるために、補助対象事業者が実施する短時間預かりにおいてこどもが楽しめるプログラムを実施する場合には、こどもが楽しめるプログラム実施加算として、イベント等1回の開催にあたり1万6千円を上限として補助し、その補助金額は予算の範囲内で市長が決定する。なお、こどもが楽しめるプログラムの実施時間・内容及び補助対象経費は以下の表の通りとする。

◎ こどもが楽しめるプログラムの実施時間・内容

預かり実施予定時間	プログラムの実施時間	プログラムの内容
1日あたり1時間以上 3時間未満	プログラム1回あたり1時間を目安に、実施スケジュールを組むこと。	工作、運動、音楽、科学実験、英語等のプログラムを実施し、こどもが楽しめる工夫のある内容とすること。
1日あたり3時間以上	プログラム1回あたり30分を目安に、預かりの中で3回以上の実施スケジュールを組むこと。	

◎ こどもが楽しめるプログラム実施加算の補助対象経費一覧

対象経費	内容
(1) 人件費	こどもが楽しめるプログラム従事者に係る給与等
(2) 報償費	こどもが楽しめるプログラム従事者への謝礼に係る費用
(3) 交通費	公共交通機関・タクシー運賃代
(4) 保険料	ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用
(5) 委託費	こどもが楽しめるプログラム従事者の委託に係る費用
(6) その他横浜市長が特に必要と認める経費	

4 預かり施設整備加算

短時間預かりを実施するにあたり、施設の安全性の確保や預かり児童の遊びの充実に必要な経費について、預かり施設整備加算として、1度の申請にあたり30万円を上限として補助し、その補助金額は予算の範囲内で市長が決定する。ただし、1度の申請あたり、6回以上のイベント等における短時間預かりを計画しなければならない。なお、補助対象経費は以下の表の通りとする。

◎ 預かり施設整備加算の補助対象経費一覧

対象経費	内容
(1) 委託費（施工費）	預かり施設整備を目的とした施工等の委託に係る費用
(2) その他横浜市長が特に必要と認める経費	

別表2（第5条 補助対象外経費）

(1) 専ら法人構成員の親睦を目的とした飲食費や娯楽費、他団体への寄付・交際費など、この補助金を受けて実施する取組に直接関係しない経費
(2) インターネット回線使用料、プロバイダー料、電話・ファクス代、自家用車のガソリン代
(3) 短時間預かり実施場所の維持・運営に要する管理経費など、法人の経常経費や、日常的な活動に必要な経費
(4) 法人構成員への謝金、人件費
(5) 使途が明確でない雑費、事務費、予備費
(6) 単なる物品類の購入に類するもの
(7) 領収書類が前述の要件を満たしていないもの
(8) その他、社会通念上不適切な経費

第1号様式(第5条関連)

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
(ふりがな)
団 体 名
(ふりがな)
代表者氏名
所 在 地
電 話 番 号
E - m a i l

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱第5条に基づき関係書類を添えて補助金交付の申請をします。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則及びイベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助対象事業名

2 補助対象事業概要

別添「実施計画書」のとおり

3 交付申請額

¥-

4 添付書類

- (1)実施計画書
- (2)収支予算書
- (3)安全基準確認書
- (4)その他必要な書類

(案)

第2号様式(第5条関連)

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
実施計画書

年 月 日

(申請者)

1 イベント主催者概要

法人名称	法人名称	
	代表者氏名	
法人所在地		
担当者	担当者	
	連絡先	

2 実施イベント概要

イベント名称	
イベント内容	
開催場所	横浜市 区
区画	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外
開催予定日時	※イベント開催日程を記載してください。 ・令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ・令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ・令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ・令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ・令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分)
集客予定人数	

(案)

3 短時間預かり実施施設

実施施設の平面図を記載(既存の図面がある場合は別添でも可)。

実施施設の面積	m ²
平面図	<input type="checkbox"/> 既存図面の添付の場合はチェック(平面図の記載は不要)
※平面図には、トイレ・入り口・避難口が分かるように記載してください。	

(案)

(2) こどもが楽しめるプログラム実施加算

こどもが楽しめるプログラム 実施予定日時	※こどもが楽しめるプログラム実施加算を実施する日程を全て記載してください。 ・令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ・令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ・令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ・令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ・令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分)	
こどもが楽しめるプログラム 従事者人数	名	
こどもが楽しめるプログラム 従事者の役割		
こどもが楽しめるプログラム 実施内容		
こどもが楽しめるプログラム タイムスケジュール	時 分 時 分 時 分 時 分	受付開始 こどもが楽しめるプログラム終了 撤収

(3) 預かり施設整備加算

預かり施設にて整備が必要な理由	以下のいずれかにチェックをいれて理由を記載してください。 <input type="checkbox"/> 施設の安全性の確保 () <input type="checkbox"/> 預かり児童の遊びの充実 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
整備内容		

(案)

整備スケジュール	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	
----------	---	--

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

項目	金額	説明
短時間預かり利用料		
利用者による実費負担		
寄付金		
その他収入		
補助金 ①		基本助成 (イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金)
補助金 ②		預かり児童の定員拡充加算 (イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金)
補助金 ③		こどもが楽しめるプログラム実施加算 (イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金)
補助金 ④		預かり施設整備加算 (イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金)
合計		

2 支出の部

項目	金額	説明(内訳・算出根拠)
(1) 基本助成		
① 人件費 預かり従事者および補助従事者に係る給与等		
② 報償費 預かり従事者および補助従事者への謝礼に係る費用		
③ 交通費 公共交通機関・タクシー運賃代		
④ 消耗品費 短時間預かり実施に必要な物品等の購入に係る費用		
⑤ 使用料 会場や器材等使用料に係る費用		
⑥ 保険料 ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用		
⑦ 委託費 短時間預かりに係る託児事業者への委託に係る費用		
⑧ その他横浜市長が特に必要と認める経費		
⑨ その他 ()		補助対象外の経費
(2) 預かり児童の定員拡充加算		
① 人件費 預かり従事者および補助従事者に係る給与等		

② 報償費 預かり従事者および補助従事者への謝礼に係る費用		
③ 交通費 公共交通機関・タクシー運賃代		
④ 保険料 ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用		
⑤ 委託費 短時間預かりに係る託児事業者への委託に係る費用		
⑥ その他横浜市長が特に必要と認める経費		
⑦ その他 ()		補助対象外の経費
(3)子どもが楽しめるプログラム実施加算		
① 人件費 子どもが楽しめるプログラム従事者に係る給与等		
② 報償費 子どもが楽しめるプログラム従事者への謝礼に係る費用		
③ 交通費 公共交通機関・タクシー運賃代		
④ 保険料 ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用		
⑤ 委託費 子どもが楽しめるプログラムの委託に係る費用		
⑥ その他横浜市長が特に必要と認める経費		
⑦ その他 ()		補助対象外の経費
(4)預かり施設整備加算		
① 委託費 短時間預かりに係る託児事業者への委託に係る費用		
② その他横浜市長が特に必要と認める経費		
③ その他 ()		補助対象外の経費
合計		

注1) 説明欄には金額の積算根拠等を明確に記載してください。

(案)

第4号様式(第5条関連)

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
安全基準確認書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(提出者)

短時間預かりを実施するうえでの横浜市イベント開催時の短時間預かり安全基準を満たしていることを確認しました。

○ 横浜市イベント開催時の短時間預かり安全基準

1 預かり児童の条件等

- (1) 本事業で預かる児童は、満1歳から小学2年生までとする。
なお、小学3年生以上の預かりについては、安全性等が確保できる場合において行うことができる。
- (2) 児童1人あたりの利用時間は、1回につき4時間未満とする。
- (3) 預かり時については、午睡及び食事の提供は行わない。

2 預かり従事者の資格等

(1) 資格について

預かりに従事する者(以下「預かり従事者」)のうち、資格等を有する者(以下「有資格者」)については以下の資格等を有する者をいう。

ア 保育士【国家資格】※

イ (准)看護師【国家資格】※

ウ 幼稚園教諭【国家資格】※

エ 小学校教諭【国家資格】

オ 養護教諭【国家資格】

カ 子育て支援員研修(地域保育コース)修了【都道府県知事認定】

キ 全国保育サービス協会「認定ベビーシッター」資格認定【民間資格】

ク チャイルドマインダー【民間資格】

ケ 放課後児童支援員認定資格研修修了【都道府県知事認定】

コ その他、市長が認めるもの

※保育士登録制度開始前の保母、保父などの任用資格のみを持っており、保育士登録をしていない方は保育士の数に入れることはできない。

- (2) 預かりに従事する職員全員が児童の最善の利益を考慮し、児童を預かる者として適切な姿勢である。
- (3) 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。

3 預かり従事者等の配置人数

(1) 3歳以上のみを預かる場合(16名未満)

預かり従事者は、児童15名までは3名以上を配置しなければならない。預かり従事者3名のうち、2名は有資格者とし、その2名のうち必ず1名は①保育士の資格を有する者とする。残りの1名についても、有資格者であることが望ましいが、資格を有していない者も可とする。なお、利用定員を上回る児童は受け入れてはいけない。

(2) 3歳以上のみを預かる場合(16名以上)

児童を16名以上預かる場合には、児童5名に対し預かり従事者を1名以上配置しなければならない。また、有資格者については、2/3を下回らないように配置し、有資格者のうち1/2以上保育士資格を有する者とする。また、アまたはイを遵守し、配置上の預かり可能人数を上回る児童は受け入れていない。

ア 利用定員に応じた預かり従事者を配置すること。

イ 各日の利用人数に応じた預かり従事者を配置すること。

(3) 2歳以下も預かる場合

2歳以下を含めた預かりを実施する場合は、3-(1)及び3-(2)の基準は適用せず、本基準を適用する。

預かり従事者は、児童3名に対し1名以上を配置しなければならない。かつ、最低3名以上の預かり従事者を配置しなければならない。預かり従事者のうち有資格者は1/2以上配置しなければならない。なお、有資格者の資格については、2-(1)-①の保育士のみとする。

また、3歳以上の児童については、定員を定めて預かりを実施する場合に限り、預かり従事者1名に対し3歳以上の児童5名まで預かることができるものとする。

(4) 預かり場所においては、常時、預かり従事者を2名以上配置しなければならない。

3 施設の面積および構造設備等

(1) 施設の面積

ア 本事業を行うための部屋又は区画された場所があり、その面積は、預かり児童1人当たり 1.98 m²以上となっている。

イ 利用定員については、本事業に使用する範囲の面積を、1.98 m²で除して小数点以下を切り捨てして得た数値以下とする。

(2) 施設の構造設備等

ア 預かりを実施する施設について、建築基準法及び消防法等の基準を満たした施設であること。

イ 預かりを実施する場所が2階以上の場合は、2方向避難が可能な常用階段又は非常用階段等の確保がされていること。

ウ 預かりを実施する場所について以下の点に配慮し、安全が確保されている。

(ア) 飛び出し防止

(イ) 指つめ防止

(ウ) 角部の養生

(エ) 感電防止

(オ) 地震対策

(カ) 転倒防止

(案)

エ 預かりを実施する施設内に、床面において 300 ルクス以上の照度を確保する照明器具の設置がある。

オ 預かりを実施する場所は、換気が確保されている。

カ 預かりを実施する施設内又は同一フロア内等に、預かり児童が利用できる便所及び手洗設備がある。

4 非常災害に対する措置

(1) 施設が使用できる消火用具の設置場所や使用方法について、預かり従事者及びその他職員全員が理解している。

(2) 非常口は、火災等非常時に預かり児童の避難に有効な位置に適切に設置されている。

(3) 避難・消火等の訓練(消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。)を年2回以上実施している。

(4) (消防法上 30 人以上の施設は対象)消防計画が適正に作成され、届出が行われている。

(5) (消防法上 30 人以上の施設は対象)防火管理者の選任届出が行われている。

5 健康管理・安全確保

(1) 児童の預かり時に、施設で定める必要な情報(氏名、年齢、体温、怪我の有無等)を保護者等から、適切に取得している。

(2) 児童の預かり時の状況(怪我の有無、健康状態の変化等)について、保護者に適切に連絡を取れる体制を有している。

(3) 事故発生時等の応急措置に必要な医薬品及びその他衣料品等を常備している。

(4) 感染症拡大防止の観点から、感染症に罹患している児童の預かりを断る場合の基準が定められている。

(5) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先が整備され、預かり従事者及びその他職員全員が容易に分かるようにされている。

7 帳票、計画及びマニュアル等の整備

下記に示す帳簿等を作成、常備すること。

(1) 預かり従事者の氏名、連絡先、資格等を証する書類等の写し、採用年月日等が記載された帳簿

(2) 本事業を実施するにあたって、損害賠償保険等に加入しており、保険の補償内容が確認できる書類

(3) 緊急時の対応や預かり従事者の役割分担等に関するマニュアル(緊急時対応マニュアル)

(4) 非常災害時に対する具体的な計画や訓練の計画、訓練実施記録

(5) 消防署、病院等の連絡先一覧表等も整備され、全ての預かり従事者が容易に分かるようにされている。

(案)

8 横浜市への報告等

- (1) 預かり時に、児童が死亡又は重傷事故(全治 30 日以上又は意識不明など)が発生した際は、遅滞なく横浜市に報告を行うこと。
- (2) 認証時から届出内容等に変更があった場合は、遅滞なく横浜市に報告を行うこと。
- (3) 年度毎に事業の実施状況について、横浜市に報告を行う。
- (4) 認証基準を維持するため、施設等に対して、必要な報告を求め、関係者に対して質問し、もしくはその施設等に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができるものとし、その場合は市が行う検査に協力する。

9 その他

- (1) 利用者に対し、市が定めるアンケートを実施しており、適切に保管管理されている。
- (2) 利用にあたって必要な情報等を明示するとともに、内容について利用者の了解を得たうえでサービスを提供すること。
- (3) 2歳以下の児童を預かる場合においては、第3項から第8項の規定にかかわらず、認可外保育施設の指導監督基準の基準を満たすこととする。

(案)

第5号様式(第6条関連)

第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者名) 様

横浜市長 印

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
交付決定通知書

年 月 日に申請のありましたイベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付につきましては、イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱第6条により、次のとおり交付決定しましたので通知します。

1 事業名

2 交付予定額及び交付時期

¥

請求書受理後 30 日以内

3 交付条件

- (1) 本補助金は、交付決定を受けた事業の実施のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) 本事業終了後、速やかに実施報告書及び収支決算を提出してください。
- (3) 申請事項を変更し、又は事業を中止する場合は、「変更・中止届出書」(第7号様式)を提出してください。
- (4) 申請事項を変更し、又は事業を中止した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
- (5) イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱及び本決定通知書の条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (6) 市長は、必要があると認めた場合は、当該補助金に関する調査を行うことがあります。
- (7) 必要に応じて市長からの要請により、イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱第 10 条第1項および第2項の規定による実績報告とは別に、当該通知により交付決定した補助額の水準の妥当性等を確認するために必要な書類および当該補助事業の効果検証を行うために必要と認めるデータその他市長が指定する資料を、市長に提供しなければなりません。
- (8) 本件関係書類は、補助金交付年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

担当 横浜市子ども青少年局地域子育て支援課

TEL:045-671-4157

第6号様式(第6条関連)

第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者名) 様

横浜市長 印

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
不交付決定通知書

年 月 日に申請のありましたイベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付につきましては、イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱第6条により、次のとおり不交付決定しましたので通知します。

1 事業名

2 理由

担当 横浜市こども青少年局地域子育て支援課

TEL:045-671-4157

第7号様式(第8条関連)

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
変更・中止届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

(届出者)
(ふりがな)
団 体 名
(ふりがな)
代表者氏名
所 在 地
電 話 番 号
E - m a i l

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金の交付決定を受けた次の事業について、イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱第8条に基づき、申請を変更・中止しますので届出します。

1 補助対象事業名

2 届出内容

事業内容の変更
(理由)

事業の中止
(理由)

3 添付書類

- (1)変更後の事業計画書
- (2)その他必要な書類

第8号様式(第8条関連)

第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者名) 様

横浜市長 印

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
変更・中止承認通知書

年 月 日に届出のありました「(事業名)」の【変更・中止】については、イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱第8条により、次のとおり承認するとともに、それに伴う補助金交付の取り扱いについて通知します。

1 補助対象事業名

2 変更・中止内容

3 補助金交付の取り扱い

担当 横浜市こども青少年局地域子育て支援課

TEL:045-671-4157

第9号様式(第10条)

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
実施報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(提出者)
(ふりがな)
団 体 名
(ふりがな)
代表者氏名
所 在 地
電 話 番 号
E - m a i l

月 日 号で交付決定を受けたイベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱第10条に基づき関係書類を添えて補助金交付事業の報告をします。

1 事業名

2 補助金予定額
¥

3 添付書類

- (1)実施報告書
- (2)収支決算書
- (3)その他必要な書類

提出者名											イベント名				定員	
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	----	--

項目	実施日時	0月	0月	0月	0月	0月	0月	0月	0月	0月	0月	0月	0月	合計	割合
		0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	0日		
延べ預かり児童数(人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
年齢別	0歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	#DIV/0!
	1歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	#DIV/0!
	2歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	#DIV/0!
	3歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	#DIV/0!
	4歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	#DIV/0!
	5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	#DIV/0!
	小学1年生	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	#DIV/0!
	小学2年生	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	#DIV/0!
	小学3年生	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	#DIV/0!
	小学4年生以上	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	#DIV/0!
延べ利用者(保護者)数(人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
総利用時間(時間)		0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	—
年齢別	0歳	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	#DIV/0!
	1歳	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	#DIV/0!
	2歳	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	#DIV/0!
	3歳	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	#DIV/0!
	4歳	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	#DIV/0!
	5歳	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	#DIV/0!
	小学1年生	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	#DIV/0!
	小学2年生	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	#DIV/0!
	小学3年生	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	#DIV/0!
	小学4年生以上	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	0.00時間	#DIV/0!
預かり日の前日までに予約受付した児童数(人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
当日キャンセル児童数(人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
当日受付による預かり児童数(人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
収支決算書

1 収入の部

(単位:円)

項目	金額	説明
短時間預かり利用料		
利用者による実費負担		
寄付金		
その他収入		
補助金 ①		基本助成 (イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金)
補助金 ②		預かり児童の定員拡充加算 (イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金)
補助金 ③		こどもが楽しめるプログラム実施加算 (イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金)
補助金 ④		預かり施設整備加算 (イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金)
合計		

2 支出の部

項目	金額	説明(内訳・算出根拠)
(1) 基本助成		
① 人件費 預かり従事者および補助従事者に係る給与等		
② 報償費 預かり従事者および補助従事者への謝礼に係る費用		
③ 交通費 公共交通機関・タクシー運賃代		
④ 消耗品費 短時間預かり実施に必要な物品等の購入に係る費用		
⑤ 使用料 会場や器材等使用料に係る費用		
⑥ 保険料 ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用		
⑦ 委託費 短時間預かりに係る託児事業者への委託に係る費用		
⑧ その他横浜市長が特に必要と認める経費		
⑨ その他 ()		補助対象外の経費
(2) 預かり児童の定員拡充加算		
① 人件費 預かり従事者および補助従事者に係る給与等		

② 報償費 預かり従事者および補助従事者への謝礼に係る費用		
③ 交通費 公共交通機関・タクシー運賃代		
④ 保険料 ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用		
⑤ 委託費 短時間預かりに係る託児事業者への委託に係る費用		
⑥ その他横浜市長が特に必要と認める経費		
⑦ その他 ()		補助対象外の経費
(3)子どもが楽しめるプログラム実施加算		
① 人件費 子どもが楽しめるプログラム従事者に係る給与等		
② 報償費 子どもが楽しめるプログラム従事者への謝礼に係る費用		
③ 交通費 公共交通機関・タクシー運賃代		
④ 保険料 ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用		
⑤ 委託費 子どもが楽しめるプログラム委託に係る費用		
⑥ その他横浜市長が特に必要と認める経費		
⑦ その他 ()		補助対象外の経費
(4)預かり施設整備加算		
① 委託費 短時間預かりに係る託児事業者への委託に係る費用		
② その他横浜市長が特に必要と認める経費		
③ その他 ()		補助対象外の経費
合計		

注1) 説明欄には金額の積算根拠等を明確に記載してください。

(団体名)

(代表者名) 様

横浜市長 印

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
額確定通知書

年 月 日に報告のありました補助対象事業については、イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱第 11 条により、次の条件を付して補助金額を確定しましたので通知します。

1 補助対象事業名

2 補助金確定額及び支払時期

¥

請求書受理後 30 日以内

3 交付条件

- (1) 本補助金は、交付決定を受けた事業の実施のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金要綱及び本決定通知書の条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (3) 市長は、必要があると認めた場合は、当該補助金に関する調査を行うことがあります。
- (4) 本件関係書類は、補助金交付年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

担当 横浜市こども青少年局地域子育て支援課

TEL:045-671-4157

第 13 号様式(第 12 条関連)

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
補助金請求書

年 月 日

(請求先)
横浜市長

(請求者)
(ふりがな)
団 体 名
(ふりがな)
代表者氏名
所 在 地
電 話 番 号
E - m a i l

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金交付要綱第 14 条により次のとおり請求します。

¥-

但し、「イベント等における横浜型短時間預かり事業」補助金として、

(振込先) 金融機関名
支店名
預金種目(①普通, ②当座)
口座番号
口座名義

(請求者と振込口座の名義人が異なる場合)

上記口座番号に振り込みをお願いします。

印

第 14 号様式(第 13 条関連)

イベント等における横浜型短時間預かり事業補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除報告書

横浜市長

(提出者)
(ふりがな)
団 体 名
(ふりがな)
代表者氏名
所 在 地
電 話 番 号
E - m a i l

年 月 日付 第 号により交付決定のあったイベント等における横浜型短時間預かり事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市から交付された補助金の確定額 金 _____ 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 _____ 円
- 4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額) 金 _____ 円
- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

仕入税額控除の積算の内訳等を記載した書類（仕入税額控除がない場合）様式例
（様式●－●）

消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 団体名

2 団体住所

3 代表者役職

4 代表者氏名

5 補助対象催事名称

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

仕入税額控除の積算の内訳等を記載した書類（仕入税額控除がある場合） 様式例

（様式●－●）

消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 団体名

2 団体住所

3 代表者役職

4 代表者氏名

5 補助対象催事名称

6 補助金（申請・実績・確定）額

金 _____ 円

7 当補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

8 7の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の用途)の内訳

区分					非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上げ対 応分	非課税売上げ 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法